

目的

受入れ機関における経営上・事業上の都合や労使間の諸問題などのやむを得ない事情（注）により、就労が継続できなくなった外国人が特定技能への移行を目指す場合に、技能試験や日本語試験を受験するまでの間、移行後の就労予定先で就労できるように在留資格上の措置を講ずるもの。

（注） 監理団体、外国人技能実習機構が転籍支援に努めても転籍が困難であると認められる場合に限る。

新たな受入れ先見つからず
（技能試験・日本語試験に未合格）

実習困難

技能実習生

※ 1

特定技能での
就労を希望

雇用契約締結

許可の要件

- 外国人に技能試験・日本語試験を受験させること
- 特定技能外国人を1年以上受け入れた実績のある機関での雇用
- 日本人と同等以上の報酬
- 新たな受入れ機関が出入国・労働に関する法令を遵守しており、適正な受入れが見込まれる
- 技能、日本語の修得の支援に加え、日常生活等に係る支援が見込まれるなど

- ※ 技能実習の職種に関連して次の内容も要件とする。
 - 技能実習を行っていた職種と同じ業務区分での就労であること
 - 同じ職種での技能実習生を受け入れていない機関での就労であること

新たな受入れ機関で就労しながら技能試験・日本語試験合格

特定活動（就労可）
在留期間：1年
（試験不合格等の場合、一定の場合に限り更新可）

特定技能外国人

更新の要件

1回目

- 新たな受入れ機関における勤務状況が良好
- 試験合格のための十分な支援が行われたにも関わらず技能試験・日本語試験に合格できなかったと認められる

2回目

- 上記の2要件に加え、技能試験又は日本語試験のいずれかに合格

※ 更新後の在留期限が、本来予定していた技能実習2号までの在留期限を超えない場合に限る

※ 1 技能実習生については、監理団体等が3か月以上実習先変更に係る措置を講じた上で、転籍困難と判断した場合等に限る。

※ 2 以下の者についても本措置の対象とする。

- 就労資格の外国人のうち、会社の倒産・解雇により活動の継続が困難となつてから、3か月を経過しても新たな雇用先が確保されていない者
- 留学生のうち、卒業した又は卒業見込の者で、就労資格への変更を予定していたものの、内定取消し等された者